

令和4年度

新しい生活様式対応事業導入助成金

よくあるご質問

Q1: どのような事業者が対象になりますか。

A1: 市内で事業所を構え、主な収入を当該事業から得ている事業者は対象です。売上高が何%減少している等の要件はありません。ただし、兼業されていて、主な収入が給与等事業活動以外の場合は原則対象外です。

Q2: 令和3年度に新しい生活様式対応事業導入助成金を受給しましたが令和4年度も申請可能ですか。

A2: 可能です。申請は1事業者につき令和4年度中に1回限り申請が可能です。1度目の申請額が助成上限の10万円に満たない場合でも2回目の申請はできませんのでご注意ください。

Q3: 店舗は八女市内ですが、本社が八女市外にある場合、申請は可能ですか。

A3: 八女市内に事業所があることを確認できる場合は申請可能ですが、八女市内事業所で使用されるもののみが対象ですのでご注意ください。

Q4: 助成対象となる備品・消耗品を教えてください。

A4: 業種別ガイドラインに記載があり、必要な感染症対策と認められるもの(メーカーや機能の指定はありません)が対象です。販売(転売)目的や、事業規模に見合わない量の購入、販売促進目的で顧客に配布するもの、プライベートで利用するもの、その他感染症対策以外の目的と判断される購入は助成対象外です。※リース料やレンタル料は対象外です。

Q5: 経費内訳表を記入する際の注意事項を教えてください。

A5: 感染症対策の備品購入・工事等であることが分かるように、記入例を参考に備品名(工事内容)・金額・用途・効果などをご記入ください。※用途や効果は写真の余白または、写真裏面に記入いただいても構いません。

Q6: クレジットカードで決済した品物も対象ですか。

A6: クレジットカード利用明細書と、納品書で購入日、購入者、購入金額、決済方法、購入した品物の内容を確認できる場合は、対象になります。

Q7: レシート内に対象外の消耗品・備品が表示されていますが申請可能ですか。

A7: 可能です。メーカー等で申請される消耗品・備品が分かるように色分けしてください。

Q8: 提出する写真を撮る際の注意事項を教えてください。

A8: 購入品の工事場所・設置場所が事業所内と分かる遠景の写真と、購入した消耗品や備品等の内容や個数など詳細が確認できる近景の写真と、最低2枚添付ください。倉庫保管などの場合は、店舗・事務所を確認できる写真も添付ください。また、購入品が複数になる場合は、写真の余白や裏面に、備品名や説明を記入してください。

Q9: 助成金は課税対象ですか。

A9: 今回の助成金は所得として所得税の課税対象になります。国税庁のHPや税務署・税理士相談等で確認し、確定申告の手続きを行ってください。